

過疎対策の充実を求める意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、4次、40年に渡り総合的な過疎対策事業が講じられ、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきた。

しかしながら、若者の流出による人口の減少や高齢化が急速に進行しており、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、野生鳥獣による耕作地等の被害による基幹産業である農林水産業の停滞を始めとし、公共交通の縮小、地域を担う医師の深刻な不足など基礎的な集落を維持することさえ困難な地域も拡大している。

平成12年に施行された現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末を持って失効することとなるが、過疎地域の持つ豊かな自然や歴史・文化、水源の涵養、食料・人材の供給など多面的な機能を今後とも維持し安心・安全な暮らしを支えるためには、引き続き総合的な過疎対策に取り組むことが必要である。

については、現行法の延長について可能な限り拡充するとともに、抜本改正においては、計画策定の義務づけの見直しや実態に即したきめ細やかな地域の指定を含め、過疎地域の地域性・自主性を重視した総合的な対策とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
内閣官房長官	平野博文様
総務大臣	原口一博様
財務大臣	藤井裕久様
農林水産大臣	赤松広隆様
国土交通大臣	前原誠司様